

令和6年6月富津市議会定例会  
議案等資料

令和6年6月4日

富津市

令和6年6月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和6年6月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第1号資料	富津市国民健康保険税条例新旧対照表	4
議案第2号資料	富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例新旧対照表	10
議案第3号資料	開札調書	12
議案第3号資料	富津市役所本庁舎に設置するLED照明器具の取得の概要	13
議案第4号資料	開札調書	14
議案第4号資料	市内小中学校10校に設置するLED照明器具の取得の概要	15
議案第5号資料	開札調書	16
議案第6号資料	富津市防犯灯LED化事業に係るプロポーザル審査結果	17
議案第6号資料	市内全域に設置したLED防犯灯の取得の概要	18
議案第8号資料	一般社団法人富津市シルバー人材センターの概要	19
議案第9号資料	履歴事項（人権擁護委員関係）	20
議案第10号資料	履歴事項（富津市固定資産評価審査委員会委員関係）	21
議案第11号資料	履歴事項（富津市固定資産評価審査委員会委員関係）	22

令和6年6月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                      (提案理由)                      地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引上げを行うため、条例の一部を改正するものである。                      (施行日)                      公布の日</p>	市民部
議案第2号	<p>富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      (提案理由)                      配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。                      (施行日)                      公布の日</p>	健康福祉部
議案第3号	<p>財産の取得について                      (提案理由)                      富津市役所本庁舎に設置するLED照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	総務部
議案第4号	<p>財産の取得について                      (提案理由)                      市内小中学校に設置するLED照明器具を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部
議案第5号	<p>財産の取得について                      (提案理由)                      学校給食用食器、食缶、調理用備品等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	教育部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第6号	<p>財産の取得について（追認） （提案理由）</p> <p>平成27年度に締結した所有権移転付き賃貸借契約により市内全域に設置したLED防犯灯を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定による財産の取得に係る議会の議決を得る必要があったため、同条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
議案第7号	<p>令和6年度富津市一般会計補正予算（第2号）</p> <p>補正額 575,074千円 補正後の予算額 22,215,074千円</p> <p>（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰対応重点支援定額減税 補足（調整）特別給付事業 341,825千円</li> <li>・物価高騰対応重点支援低所得化 世帯特別給付事業 93,194千円</li> <li>・物価高騰対応重点支援低所得世帯 こども加算特別給付事業 9,944千円</li> <li>・予防接種事業 94,726千円</li> <li>・橋梁長寿命化修繕事業 13,541千円</li> </ul>	総務部
議案第8号	<p>富津老人憩の家の指定管理者の指定について （提案理由）</p> <p>富津老人憩の家の指定管理者の指定期間が令和6年7月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を一般社団法人富津市シルバー人材センターに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第9号	<p>人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて （提案理由）</p> <p>人権擁護委員<sup>おおのよしひろ</sup>大野喜弘氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き当該委員の候補者として法務大臣に対し推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第10号	<p>富津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由)</p> <p>富津市固定資産評価審査委員会委員<sup>たていしとしかず</sup>立石俊一氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>	市民部
議案第11号	<p>富津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由)</p> <p>富津市固定資産評価審査委員会委員<sup>たなべひろこ</sup>田邊敬子氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となることに伴い、後任委員として立川明義<sup>たちかわあきよし</sup>氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>	市民部
報告第1号	<p>令和5年度富津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について (報告理由)</p> <p>令和5年度富津市一般会計予算繰越明許費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第1号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

<p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、国保課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p>
<p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第</p>	<p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第</p>

3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について27,300円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について9,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について9,800円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について19,500円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について6,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税

被保険者 1 人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者 1 人について7,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について7,800円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について2,600円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,850円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,950円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,250円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

議案第2号資料

富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア 現に婚姻をしている状況にない者</p> <p>イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者</p> <p>ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3か月）以上明らかでない者</p> <p>エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項_____の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者</p> <p>キ その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者</p> <p>(2) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童</p> <p>(3) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童</p> <p>3 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていな</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。</p> <p>2 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア 現に婚姻をしている状況にない者</p> <p>イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者</p> <p>ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3か月）以上明らかでない者</p> <p>エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者</p> <p>キ その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者</p> <p>(2) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童</p> <p>(3) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童</p> <p>3 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていな</p>

<p>いが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>	<p>いが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</p>
---	---

## 開札調書

入札の結果は下記のとおりです。

1 執 行 年 月 日	令和6年5月13日
2 件 名	富津市役所本庁舎LED照明器具賃貸借
3 場 所	富津市下飯野2443番地
4 落 札 者	大和リース（株） 千葉支店
5 落 札 価 格	58,080,000 円（ 52,800,000 円）
6 予 定 価 格	61,604,400 円（ 56,004,000 円）

※括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

業 者 名	第1回入札	第2回入札	摘要
大和リース（株） 千葉支店	52,800,000円	円	落札

## 議案第3号資料

### 富津市役所本庁舎に設置するLED照明器具の取得の概要

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 物 品 名   | 富津市役所本庁舎LED照明器具                                   |
| 2 | 納 品 場 所 | 富津市下飯野2443番地                                      |
| 3 | 賃貸借期間   | 令和6年12月1日から令和16年11月30日まで                          |
| 4 | 取得の方法   | 所有権移転付き賃貸借契約の満了後の無償譲渡による。                         |
| 5 | 物品の内容   | 直管型LEDランプ 3,927本<br>LED電球 416個<br>LED照明器具 279台 ほか |

## 開札調書

入札の結果は下記のとおりです。

1 執 行 年 月 日	令和6年5月13日		
2 件 名	富津市小中学校LED照明器具賃貸借		
3 場 所	富津市富津396番地 ほか9箇所		
4 落 札 者	三井住友ファイナンス&リース（株）		
5 落 札 価 格	79,444,200 円（	72,222,000 円）	
6 予 定 価 格	118,014,600 円（	107,286,000 円）	

※括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

業 者 名	第1回入札	第2回入札	摘要
三井住友ファイナンス&リース （株）	72,222,000円	円	落札
NECキャピタルソリューション （株） 千葉支店	76,200,000円	円	
大和リース（株） 千葉支店	93,600,000円	円	

## 議案第4号資料

### 市内小中学校10校に設置するLED照明器具の取得の概要

- |   |         |                           |         |
|---|---------|---------------------------|---------|
| 1 | 物 品 名   | 富津市小中学校LED照明器具            |         |
| 2 | 納 品 場 所 | 富津市富津396番地 ほか9箇所          |         |
| 3 | 賃貸借期間   | 令和7年3月1日から令和17年2月28日まで    |         |
| 4 | 取得の方法   | 所有権移転付き賃貸借契約の満了後の無償譲渡による。 |         |
| 5 | 物品の内容   | 直管型LEDランプ                 | 6,382本  |
|   |         | LED電球                     | 665個    |
|   |         | LEDダウンライト器具               | 218台    |
|   |         | 体育館アリーナ照明器具               | 178基 ほか |

## 開札調書

入札の結果は下記のとおりです。

1 執 行 年 月 日	令和6年5月17日
2 件 名	学校給食用食器・食缶・調理用備品等購入
3 場 所	富津市下飯野2509番地 1 ほか
4 落 札 者	(株) ケービーエス
5 落 札 価 格	57,200,000 円 ( 52,000,000 円)
6 予 定 価 格	84,471,200 円 ( 76,792,000 円)

※括弧内の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

業 者 名	第 1 回入札	第 2 回入札	摘要
(株) ケービーエス	52,000,000円	円	落札
タニコー (株) 千葉営業所	54,500,000円	円	
日本調理機 (株) 千葉営業所	61,480,000円	円	
(株) アイホー 千葉営業所	62,400,000円	円	
(株) 中西製作所 東関東支店	62,750,000円	円	
(株) フジマック 千葉営業部	63,000,000円	円	
新日本厨機 (株) 千葉営業所	65,500,000円	円	

議案第6号資料

富津市防犯灯LED化事業に係るプロポーザル審査結果

- 1 事業名 富津市防犯灯LED化事業
- 2 選定方法 公募型プロポーザル方式
- 3 参加者数 3社
- 4 プレゼンテーション審査日 平成27年3月30日
- 5 審査結果

提案者	評価点	順位
日立キャピタル(株)	634点	1
A社	523点	2
B社	482点	3

## 議案第6号資料

### 市内全域に設置したLED防犯灯の取得の概要

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| 1 | 物 品 名   | LED防犯灯                    |
| 2 | 納 品 場 所 | 市内全域                      |
| 3 | 賃貸借期間   | 平成27年9月1日から令和7年8月31日まで    |
| 4 | 取得の方法   | 所有権移転付き賃貸借契約の満了後の無償譲渡による。 |
| 5 | 物品の内容   | LED防犯灯器具 5,455基           |

## 議案第8号資料

### 一般社団法人富津市シルバー人材センターの概要

- 1 所在地 富津市岩瀬1057番地
- 2 名称 一般社団法人富津市シルバー人材センター
- 3 代表者名 代表理事 藤平 則夫
- 4 設立 平成28年6月17日
- 5 役員数等 代表理事1名、理事2名、監事1名
- 6 目的 富津市内に居住する高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係るものの就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるようにし、もって高齢者の能力を生かし活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
  - (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
  - (2) 高齢者の就業に関する調査研究
  - (3) 高齢者の就業に関する相談
  - (4) 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供及び職業紹介事業又は労働者派遣事業
- 8 事業実績
  - (1) 企業、公共団体等からの受託事業
  - (2) 個人・家庭からの受託事業

議案第9号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 おお の よし ひろ  
大 野 喜 弘

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名     たて   いし   とし   かず  
          立   石   俊   一

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 たち かわ あき よし  
立 川 明 義

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

